備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第二条　ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第十九号。以下「意見聴取規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　行政庁　都道府県公安委員会及びストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第十五条又は第十七条の規定によりその権限に属する事務を委任された者をいう。 二　主宰者　法第五条第四項において準用する行政手続法（以下「準用行政手続法」という。）第十九条第一項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。 三　［略］ 四　関係人　当事者以外の者であって法に照らし当該緊急禁止命令等（法第五条第三項の規定による命令をいう。以下同じ。）につき利害関係を有するものと認められる者をいう。 五　［略］ （主宰者の指名） **第二条**　［略］ 2　主宰者は、次の各号に掲げる行政庁の区分に応じ、当該各号に定める者のうちから指名することとする。 一　都道府県公安委員会　都道府県公安委員会の委員又は意見の聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察職員	（定義） **第一条**　［同上］ ［号を加える。］ 一　主宰者　ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第六条第六項において準用する行政手続法（以下「準用行政手続法」という。）第十九条第一項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。 二　［同上］ 三　関係人　当事者以外の者であって法に照らし当該仮の命令（法第六条第二項に規定する仮の命令をいう。以下同じ。）につき利害関係を有するものと認められる者をいう。 四　［同上］ （主宰者の指名） **第二条**　［同上］ 2　主宰者は、都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）の委員又は意見の聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察職員のうちから指名する。

その2

ストーカー行為等の目的と思われる事項	
受けたい援助の内容	1　被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2　ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3　被害防止交渉に関する事項についての助言 4　被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5　被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6　被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7　警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面の交付 8　被害を自ら防止するための措置の教示 9　その他（　　）
その他参考事項	

記載要領
1　※印欄には、記載しないこと。
2　申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3　「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
4　申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
5　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。